

郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名

日本郵政グループ各社では約16万3千人（23年度末）の非正規社員が、事業に不可欠な社員として働いています。

郵政労契法20条裁判最高裁判決は2020年10月15日に夏期・冬期休暇、有給の病気休暇を非正規社員に与えないことは不合理な格差と認定し、無期転換社員＝アソシエイト社員に有給の病気休暇制度が実現しました。しかし、有期雇用社員には適用されていなく、全ての非正規社員が有給の病気休暇を取得できる制度の実現と日数での格差是正など、最高裁判決を職場に活かすためには課題が山積しています。

職場では、人手不足により利用者へのサービス低下が懸念されているにもかかわらず、2021年「JPビジョン2025」で3万5千人の人員削減が打ち出され、日本郵便（3万人削減）では2023年度末で2万4千人の削減となり、多くの非正規社員が雇用不安を抱えています。

また、同一労働同一賃金のガイドラインには「労働者の貢献に応じて支給するものについて、また一定の相違がある場合はその相違に応じた賞与を支給すべき」とあります。正社員との大きな年収格差となっている賞与も是正を行うべきです。

2018年の通常国会の審議でも、加藤厚労大臣（当時）は「同一労働同一賃金の目的は非正規雇用労働者の待遇の改善であり、不合理に低くなっている方の待遇の改善を図るわけである」と答弁しています（2018年5月16日衆議院厚生労働委員会での答弁、同年5月23日同委員会でも同趣旨の答弁）。また、旧労契法20条及びパート有期労働法8条でも、時給制契約社員等の労働条件を改善することを目的に立法化されています。

さらに、引き続き物価高騰は暮らしを直撃しています。実質賃金は下がり続け、厳しい生活を強いられ多くの非正規社員が苦しんでいます。全社員約37万5千人のうち4.4%を超える非正規社員を雇用する企業として、均等待遇と全ての希望する非正規社員の正規社員への転換を求め、将来に渡って希望を持ち続けられるよう下記の要請項目の実現を強く求めます。

（要請項目）

1. 無期転換社員＝アソシエイト社員を転換後2年で、希望者全員を正社員へ採用（登用）すること
2. 正社員への採用（登用）は、勤続年数を重視し公正・公平に行うとともに、登用数を大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1500円以上にすること
4. 正社員との格差がある賞与（一時金）、諸手当、福利厚生などを是正すること

20 年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 増田 寛也 殿

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

（取り扱い団体） 郵政リストラを許さず、労働運動の発展をめざす全国共同会議

（問合せ先・送付先） 郵政産業労働者ユニオン 〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 〒710-0056 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内